

粒子・流体プロセス部会シンポジウム賞規程

(目的と賞の名称)

第1条 本部会は、秋季大会の本部会企画のシンポジウムにおける特に優秀な研究発表に対して「シンポジウム賞」を設け、本規程によって登壇者に授賞し、その榮譽を讃える。

(賞の内容と受賞の対象)

第2条 本賞は、シンポジウム奨励賞(以下「奨励賞」という)とシンポジウムプレゼンテーション賞(以下「プレゼンテーション賞」という)とからなる。両賞とも、シンポジウムにおける登壇者を対象とする。また、奨励賞の対象者は37歳未満の正会員とし、プレゼンテーション賞の対象者は学生会員(ただし、社会人ドクター学生を除く)とする。

(選考方法)

第3条 本賞の選考は次の方法による。

1. シンポジウム賞は公募制とし、シンポジウム賞への応募は、部会 HP および部会員宛メールリングリストにより告知されるシンポジウム賞の募集要領に従って行うこととする。ただし、過去に奨励賞を受賞した者は、再応募できない。
2. 部会長は、毎年、選考委員長と委員を委嘱し、選考委員会を結成する。
3. 選考委員会は審査委員を選定し、委嘱する。なお、審査委員の選定に関しては、選考委員会に一任する。
4. 審査委員から推薦された候補者を選考委員会に諮り、奨励賞については原則1件の授賞候補を、プレゼンテーション賞については数件の授賞候補を選定する。
5. 選考委員長は選考結果を担当副部会長に報告する。
6. 担当副部会長は最終受賞候補者を幹事会に諮り、幹事会の承認を得た後に受賞者を決定し、部会長に報告する。
7. 本賞に相応しい候補発表がない場合は、当該年度の授賞は見送る。
8. 選考の結果は、候補者に通達するとともに、部会 HP、部会員宛メールリングリスト等により告知する。

(賞の授与)

第4条 本賞の授与は、奨励賞については年会開催時の本部会総会にて賞状と副賞を授与して行い、併せて受賞講演を行う。プレゼンテーション賞については、年度内に受賞者に賞状と副賞を郵送する。

(経費)

第5条 本賞に関する経費は本部会通常会計中から支出する。

(本規程の改廃または付加)

第6条 本規程の改廃または付加を要する時は本部会総会の議を経る。

付則 本規程に定められていない運営上の細目は本部会幹事会で審議し、決定する。

制定：平成20年9月23日

一部改正：平成26年3月17日

一部改正：平成29年3月5日

一部改正：令和7年3月12日